

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月31日
【会社名】	古河スカイ株式会社
【英訳名】	Furukawa-Sky Aluminum Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 満
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	東京(03)5295-3800(大代表)
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 澤地 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	東京(03)5295-3800(大代表)
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 澤地 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年7月31日開催の取締役会において、平成25年10月1日（予定）を効力発生日として、当社の小山工場における押出事業に関する権利義務を当社の完全子会社である古河スカイ小山押出株式会社（以下「古河スカイ小山押出」といいます。）に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により承継させる吸収分割契約を締結することを決議し、同日、同契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年7月31日現在）

商号	古河スカイ小山押出株式会社
本店の所在地	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
代表者の氏名	福井 裕之
資本金の額	1百万円
純資産の額	1百万円
総資産の額	1百万円
事業の内容	アルミニウム押出製品の製造

（注）古河スカイ小山押出は、平成25年10月1日（予定）に、その商号を「株式会社UACJ押出加工小山」に変更する予定です。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

古河スカイ小山押出は、平成25年7月19日に設立されており、本臨時報告書提出日までに終了した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
古河スカイ株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は古河スカイ小山押出の発行済株式を100%保有しております。
人的関係	当社の執行役員及び従業員が古河スカイ小山押出の取締役及び監査役を兼務しております。
取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

（2）当該吸収分割の目的

当社と住友軽金属工業株式会社（以下「住友軽金属」といいます。）は、当社と住友軽金属との間の平成25年4月26日付合併契約に基づく平成25年10月1日（予定）を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）による経営統合後の経営体制として、事業単位で収益管理責任を明確にする「事業分社制」を採用することといたしました。これに先立ち、各事業単位において再編成を実施して新体制への円滑な移行に備えることが必要となりました。今回の当社の小山工場の押出事業の古河スカイ小山押出への吸収分割も、その再編成の一環であります。

なお、古河スカイ小山押出は、本吸収合併による経営統合に伴い、平成25年10月1日に商号を「株式会社UACJ押出加工小山」に変更する予定です。

（3）当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である古河スカイ小山押出を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

吸収分割の日程

取締役会決議日（両社）	平成25年7月31日
-------------	------------

吸収分割契約締結日（両社）	平成25年7月31日
株主総会開催日（古河スカイ小山押出）	平成25年9月30日（予定）
本吸収分割の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

（注）本吸収分割は、当社において会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割に該当します。そのため、当社は吸収分割契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本吸収分割を行う予定です。

吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割承継会社である古河スカイ小山押出は、本吸収分割に際し、当社に対して、その小山工場の押出事業に関する権利義務に代わり、古河スカイ小山押出の普通株式30株を発行し、その全てを割当て交付いたします。

その他の吸収分割契約の内容

当社と古河スカイ小山押出が平成25年7月31日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

古河スカイ株式会社（住所：東京都千代田区外神田四丁目14番1号。平成25年10月1日付で商号を株式会社UACJ、住所を東京都千代田区大手町一丁目7番2号に変更予定。以下「甲」という。）及び古河スカイ小山押出株式会社（住所：東京都千代田区外神田四丁目14番1号。平成25年10月1日付で商号を株式会社UACJ 押出加工小山に変更予定。以下「乙」という。）は、甲が本事業（第1条において定義される。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、平成25年7月31日、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第5条第1項において定義される。以下同じ。）をもって、甲の小山工場における押出事業（以下「本事業」という。）に関する本承継権利義務（第2条第1項において定義される。）を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（承継する権利義務）

1. 乙は、本吸収分割により、甲から別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本承継権利義務」という。）を承継する。
2. 前項の規定による甲から乙への債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法によるものとする。

第3条（本吸収分割に際して交付する対価に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式30株を発行し、本承継権利義務の対価として、その全てを甲に対して交付する。

第4条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金89,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金0円
- (3) 利益準備金の額 金0円

第5条（効力発生日）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成25年10月1日とする。
2. 甲及び乙は、本吸収分割の手続上の必要が生じた場合その他の事由により、甲乙協議のうえ、本効力発生日を変更することができる。

第6条（その他の組織再編）

1. 甲及び乙は、甲が、いずれも平成25年10月1日を効力発生日（予定）として、以下の組織再編行為並びに甲及び住友軽金属工業株式会社との間の平成25年4月26日付合併契約書に基づく吸収合併を行う予定であることを確認する。
 - (1) 甲及び株式会社住軽テクノ（住所：東京都千代田区岩本町一丁目11番2号。平成25年10月1日付で商号を株式会社UACJ 押出加工に変更予定。）の間の平成25年7月31日付吸収分割契約書に基づく吸収分割
 - (2) 甲及び古河スカイ鑄鍛株式会社（住所：東京都千代田区外神田四丁目14番1号。平成25年10月1日付で商号を株式会社UACJ 鑄鍛に変更予定。）の間の平成25年7月31日付吸収分割契約書に基づく吸収分割
 - (3) 甲及び古河スカイテクノ株式会社（住所：埼玉県深谷市上野台1351番地。平成25年10月1日付で商号を株式会社UACJ コンポーネンツ深谷に変更予定。）の間の平成25年7月31日付吸収分割契約書に基づく吸収分割

2. 甲及び乙は、本吸収分割、第1項各号に記載の組織再編行為並びに甲及び住友軽金属工業株式会社の間の平成25年4月26日付合併契約書に基づく吸収合併が、平成25年10月1日の到来をもって同時に効力を生じる予定であることを確認する。

第7条（株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本吸収分割を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による承認を受けて、本吸収分割を行う。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日後においても、本事業について、法令によるか否かを問わず、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日までの間において、甲又は乙の資産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、協議し合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られないとき、本吸収分割を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、第11条を除き、その効力を失う。

第11条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年7月31日

甲： 古河スカイ株式会社
東京都千代田区外神田四丁目14番1号
代表取締役社長 岡田 満

乙： 古河スカイ小山押出株式会社
東京都千代田区外神田四丁目14番1号
代表取締役 福井 裕之

別紙

承継権利義務明細表

乙が本吸収分割により甲から承継する本承継権利義務の内容は、本効力発生日における以下の権利義務とする。

1. 資産

甲が所有する本事業に属する一切の資産。但し、次の各号に掲げるものを除く。

金銭債権のうち以下に記載する項目

- ・ 売掛金
- ・ 受取手形
- ・ 未収入金

2. 負債

甲が負担する本事業に属する一切の負債、但し、次の各号に掲げるものを除く。

金銭債務のうち以下に記載する項目

- ・買掛金
- ・支払手形
- ・未払金
- ・未払費用

3. 雇用契約

甲とその従業員との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務は、本吸収分割により承継しない。

4. 雇用契約以外の契約

甲を当事者とする本事業に属する一切の契約（覚書、協定書、確認書その他の合意を含み、書面か口頭かを問わない。）の契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

古河スカイ小山押出が当社に交付する普通株式の数につきましては、古河スカイ小山押出が当社の完全子会社であり、本吸収分割により発行される全ての株式が当社に交付されることから、両社協議のうえ決定いたしました。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社UACJ押出加工小山
本店の所在地	現時点では確定しておりません。
代表者の氏名	現時点では確定しておりません。
資本金の額	90百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	アルミニウム押出製品の製造

以上